

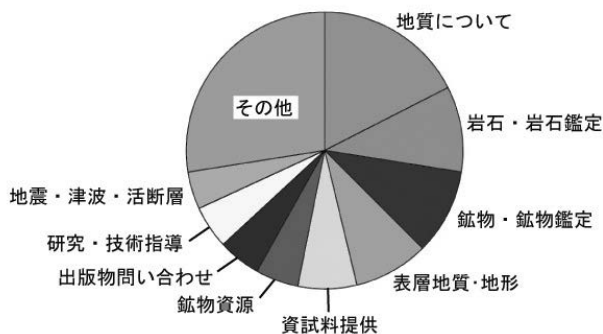
2014 年度第 1 四半期（4 月～6 月）地質相談報告

下川浩一（産総研 地質標本館）

今期の地質相談は、地質について、岩石・岩石鑑定、鉱物・鉱物鑑定など多様な案件が寄せられました。全体では2013年度第1四半期（以下、前年度）と同じく、地質についてがトップで28件（18%）、以下、岩石・岩石鑑定16件（10%）、鉱物・鉱物鑑定16件（10%）、表層地質・地形14件（9%）、資試料提供11件（7%）と続き、これらで約半分を占めています（第1図）。とくに、2013年度第4四半期（以下、前期）に引き続き資試料提供の相談が多く、教育機関やマスコミ等からの問い合わせではトップでした。これは、博物館や出版社等からの画像使用や標本貸し出しの要望が多かったことによるものと思われます。なお、地質図に関する相談、または地質図に基づいて回答した相談の件数は31件で、全体の19%を占めています。

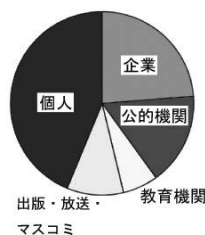
相談者の所属内訳では、前期と同様、今期も個人の相談がトップで70件（44%）、以下、企業38件（24%）、公的機関26件（16%）、放送出版マスコミ16件（10%）、教育機関10件（6%）、となっています（第2図）。前年度と比べ個人の相談が9件（12%）増加し、公的機関の相談は14件（5%）減少しました。

相談対応者の所属については、地質相談所が109件（55%）に対応しており、地質相談所に相談があったが、専門家の回答が必要なため研究者に対応を依頼したもの、または直接研究者に相談があったものが37件（19%）、地質調査情報センターと地質標本館（地質相談所を除く）が合わせて49件（25%）、地域センターが4件（2%）でした（第2図）。

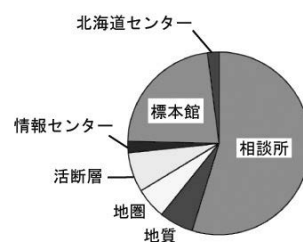


第1図 地質相談内容内訳。

相談者所属（160件）

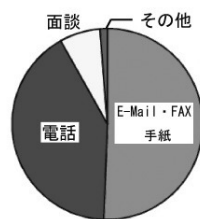


相談対応者所属（延べ199件）

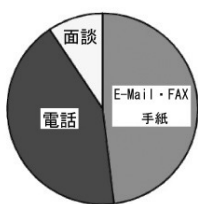


第2図 2014年度第1四半期地質相談の相談者所属（左）および相談対応者所属（延べ数、右）。

アクセス方法

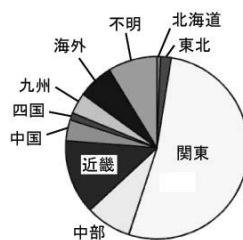


回答方法

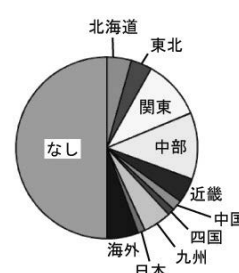


第3図 アクセス方法（左）および回答方法（右）。

どこからの相談（地域別）



どこについての相談（地域別）



第4図 相談者所在地（左）および相談対象地域（右）。

相談者からのアクセス方法については、メール（ファックス・手紙を含む）が最も多く81件（51%）、次いで電話が66件（41%）、面談が11件（7%）、その他2件（1%）となっています（第3図）。

相談者の都道府県別の内訳について、今期は25都道府県からアクセスがありました。内訳は、東京都の42件（26%）をトップに、茨城県から22件（14%）、千葉県から6件（4%）、埼玉県から6件（4%）など、関東地域から84件（53%）の相談がありました（第4図）。他の地域では、兵庫県が16件（10%）、静岡県が9件（6%）となっています。

ある特定の地域についての相談かどうかを調べてみると、69件（43%）が日本各地の地質などについての問い合わせで、外国についてのものは10件（6%）ありました（第4図）。

2014年度第1四半期の相談件数は160件、回答者が複数の場合の延べ件数は199件で、前年度（187件、延べ223件）と比べて、件数、延べ件数ともにやや減少しました。また、前期（134件、延べ174件）と比べると、件数、延べ件数ともにやや増加しました。



富士山で見つけたジオロジカルなお菓子「富士の石」

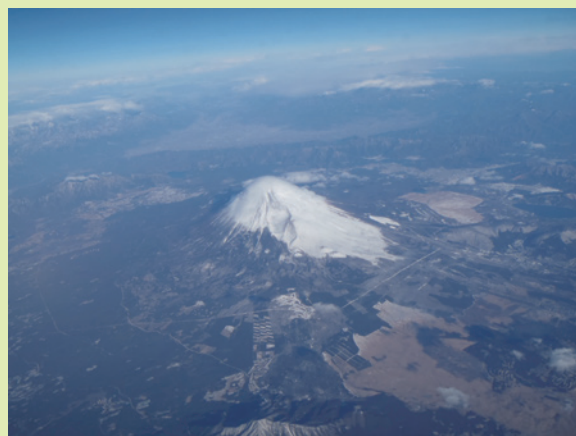
吉川秀樹（産総研 環境安全本部安全管理部）、七山 太（産総研 地質情報研究部門）

2013年6月にユネスコによって世界文化遺産に登録された富士山では、今夏も観光客や登山者が急増し、お土産感覚で登山道付近の溶岩の転石を持ち出してしまう人が相次いでいることが、NHKほかのマスコミ報道で話題にあがっている（第1図）。山梨県では、“転石の持ち出しは国立公園内で岩石などの採取を禁じた自然公園法違反に当たる！”として、職員が登山道の入り口に注意文を掲示したり、パトロールして持ち帰らないよう呼びかけたりしているが、あまり効果が無いようである。しかも、最近では日本語のよく分からない外国人の登山者も増えてきており、関係者の対応は後手に回っているようにも聞いている。

もちろん富士山の登山道から溶岩の転石や土砂を無許可で持ち出すことは違法行為であることは、コンプライアンスを熟知している我々プロのジオロジストであれば誰でも知っていることである。ただし、観光客や登山者であっても、それと酷似した「富士の石」を購入してお土産として持ち帰ることは可能であるので、皆様にもこの一品をご紹介しますと思う。

実は、「富士の石」は、以前より富士登山者の間では定番の土産品の一つであった。見かけは発泡した玄武岩～安山岩質の溶岩に見えるが、その正体はカルメラ焼きのように発泡させた砂糖菓子である。おむすび状の形態をもち、その長径が15cmにも達している。実に溶岩っぽい気泡の跡が散在する岩肌が“本物感”を漂わせており、製造者の遊び心と本物志向を感じさせる（第2および3図）。

「富士の石」を実際に食してみた。“かなり固い！硬度も岩石並みか？”。ところが、一口含むと、上白糖の様な意外とあっさりした甘味がある。甘さを引き立てる塩味も極わずかに舌先に残り、甘味をいっそう印象づけて



第1図 世界遺産に登録された富士山の全容と登山道（2013年1月28日に撮影）。

<次ページに続く>

いる。ゴツイ見た目とは裏腹に上品な甘さを持つユニークなお菓子である。歯や顎に自信のある方はそのままかじりつくのもよいが、ジオロジスト的な嗜みとしては、ハンマーで砕いて、その一欠片をコーヒーや紅茶に入れるのが奨励されよう。

「富士の石」は、(有)みよしや和多喜が製造販売している。富士五湖周辺の道の駅「富士吉田」や五合目の土産物店では、山頂のケルンのように山積みされており、試料の採取申請も必要なく、気軽に購入できる。価格も500円(消費税込み)とお手頃である。さらに、「富士五湖.TV」のネット通販<<http://www.fujigoko.tv/pad/shop01.html>>(2014/08/28 確認)でも購入できる。

この姉妹品として、「富士山の溶岩菓子」という商品も売られているが、これはピンク色や黄色等にカラフルに塗色されたブロック状のものであり、前述した「富士の石」ほどの見かけのインパクトはないが、角砂糖代わりに使える点は便利と言えよう。



第2図 ハンマーで割れるほどの硬さと重量感がある(左)。もちろんそのままかじりついて食することも可能。



第3図 「富士の石」の実物写真。外見は発泡した溶岩に見える。